

4 高保体第 521 号
令和 4 年 8 月 23 日

各市町村（学校組合）教育委員会
学校保健担当課長 様

高知県教育委員会事務局
保 健 体 育 課 長

新学期における新型コロナウイルス感染症に係る感染防止の徹底等について

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。
うえのことについて、別添（写し）のとおり県立学校に通知しましたのでお知らせしま
す。
つきましては、貴教育委員会におかれましても同通知を参考に、適切にご対応いただき
ますようお願いいたします。

【担当】

高知県教育委員会事務局保健体育課

学校保健担当 廣田・池本

TEL 088-821-4928 FAX 088-821-4849

4 高保体第 521 号
令和 4 年 8 月 23 日

各県立学校長 様

保健体育課長
高等学校課長
特別支援教育課長

新学期における新型コロナウイルス感染症に係る感染防止の徹底等について

日頃は、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。

全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者の増加が続いており、高知県でも新型コロナウイルス感染症対応の目安のステージが「特別対策（紫）」に引き上げられました。

また、保健所業務の重点化等の観点から、積極的疫学調査についても感染リスクの高い同一世帯内や、重症化リスクが高い方等を対象に集中的に実施されているところです。

まもなく新学期が始まるにあたり、感染者が発生した場合の対応や、感染防止対策として特に校内で確認しておく必要がある項目について下記にまとめました。

夏季休業中は旅行や帰省等、県内外との往来があり、新学期に学校においてクラスターの発生も危惧されることから、別添「夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について」（令和 4 年 8 月 19 日付け事務連絡 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課）の内容を確認のうえ、改めて各学校における感染者が発生した場合の対応をご確認いただくとともに、感染拡大防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

なお、併置定時制・通信制には貴職からお知らせください。分校には直送しました。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者（自宅待機要請者）とされた場合又は体調不良で病院において PCR 検査等（抗原検査を含む）を受ける場合等の管理職への報告の徹底について

< 教職員の場合 >

- ・発熱等の症状がある場合は勤務させないよう徹底してください。
- ・濃厚接触者（自宅待機要請者）となった場合には、自宅待機となり出勤できないため、直ちに学校長に報告するよう徹底してください。
- ・発熱等の症状があり医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症の疑いで PCR 検査等を受けた場合も、直ちに学校長に報告するよう徹底してください。

< 児童生徒の場合 >

- ・発熱等の症状がある場合は登校させないこと、また児童生徒が濃厚接触者（自宅待機要請者）となった場合は、感染者発生を想定した学校での初動対応及び感染拡大防止のため、直ちに学校に連絡してもらうよう改めて保護者をお願いをしてください。

2 学校において感染者が発生した場合の対応について

「県立学校において児童生徒に新型コロナウイルス感染症が確認された場合の対応（令和 4 年

2月22日付3高保体第958号)」についての内容を再度確認し、迅速な初期対応ができるよう準備をお願いします。

3 新型コロナウイルス感染症に関する取扱いについて

＜濃厚接触者（自宅待機要請者）の自宅待機期間＞

※患者との最終接触日から5日間

※2日目以降に薬事承認を受けた抗原定性検査キットを自費で購入し、2日間連続で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、2回目の陰性を確認した時点から自宅待機を解除することが可能です。

※ただし、上記いずれの場合であっても、患者との最終接触日から7日間が経過するまでは、原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等の感染対策を継続してください。

4 新型コロナウイルスに関する不安や悩みを抱える児童生徒等への対応について

- ・管理職のリーダーシップのもと、学級担任や養護教諭等のほか、学校医やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を含めて関係職員が連携し、組織的に対応するようお願いいたします。

5 その他、日常生活における注意事項について

- ・基本的な感染対策として、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を徹底してください。
- ・食事の場面等、マスクを外しての近距離での会話に伴う飛沫感染により、多くのクラスターが発生しています。それぞれが基本的な感染対策を遵守し、自分を守る行動・相手を思いやる行動をとるようにしてください。
- ・十分な身体的距離が確保できる場合、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日で熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合は、マスクの着用は必要ありません。
- ・体育の授業においては、マスクの着用は必要ありません。ただし、十分な身体的距離がとれない状況で、熱中症になるリスクや十分な呼吸ができなくなるリスクがない場合には、マスクを着用しましょう。

【担当】

保健体育課 廣田、池本 (TEL:088-821-4928)

高等学校課 岩河、東岡 (TEL:088-821-4907)

特別支援教育課 谷澤、平地 (TEL:088-821-4741)

【分類番号 05-04-9999】

(写)

夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について、御留意いただきたい点をまとめましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年8月19日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

夏季休業明けにおける新型コロナウイルス感染症対策について

今後、各地域において、夏季休業期間が終了し、授業等が開始されることとなりますが、現在、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数について、全国では減少に転じたものの、一部地域では増加が続いており、全国的にはこれまでで最も高い感染レベルが継続している状況となっています。

学校における感染拡大を防止しつつ、学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障するためには、引き続き、基本的な感染対策が重要となることから、各学校においては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等も参考としながら、

- ・ 学校の施設・設備や教職員・児童生徒等が使用する器具・用具等の点検
 - ・ 家庭との連携も含めて、児童生徒等の日常的な健康観察や感染が確認された場合の対応等に関するマニュアル等の確認
 - ・ 授業や学校行事等、活動場面ごとの状況に応じた感染対策上の工夫の検討
- 等を行うなど、引き続き、地域の感染状況に応じて必要な感染症対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、夏季休業明けには、感染不安や感染によるストレスをはじめ、新型コロナウイルスに関する様々な不安や悩みを抱える児童生徒等が増えることも考えられますので、管理職のリーダーシップのもと、学級担任や養護教諭等のほか、学校医やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を含めて、関係教職員が連携し、組

(写)

織的に対応するようお願いいたします。また、新型コロナウイルスに関連したストレス、いじめ、偏見等に関しては、24 時間子供 SOS ダイアルや SNS 相談窓口等の相談窓口を適宜周知いただくようお願いいたします。

このほか、既にお知らせしているものですが、夏季休業期間中にお送りした新型コロナウイルス感染症対策関係の事務連絡について、改めて以下に列挙しますので、必要に応じて御確認ください。

◇「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について(7月 15 日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220719-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

◇濃厚接触者の待機期間の見直し等について(7月 25 日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220726-mxt_kouhou01-000004520_02.pdf

◇新型コロナワクチンの追加接種(3回目接種)に関する情報提供について(7月 26 日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220726-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf

◇新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について(8月1日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220802-mxt_kouhou01-000004520_001.pdf

◇学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの改定について(8月 19 日付け)

https://www.mext.go.jp/content/20220819-mxt_kouhou01-000004520_01.pdf

以上について、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いいたします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)